

○湖周行政事務組合広告掲載基準要領

令和3年2月1日

告示第2号

改正 令和4年8月30日告示第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、湖周行政事務組合広告掲載要綱（令和3年湖周行政事務組合告示第1号）第2条第2項に規定する基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本方針)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載することができない基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- エ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等不適切な商品又はサービスを提供するもの

(2) 消費者被害の未然予防及び防止拡大の観点から適切でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤解を招く表現のもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
- ウ 求人広告又はこれに類するもので労働基準法等関係法令に反するもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等。ただし、組合長が必要と認めるものは、この限りでない。

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適正でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連し必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする

イ 暴力、犯罪又はわいせつ性を肯定し、助長し又は連想させるもの

ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(4) 屋外広告の内容、デザイン等が、都市の美観風致を損なうおそれがあるもの又は交通事故の誘発若しくは交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(5) その他組合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

2 前項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定める。

(ウェブページに関する基準)

第4条 ウェブページへの広告にあつては、当該広告がリンクしているページ（以下この条において「ページ」という。）が、次のいずれにも該当するものとする。

(1) ページの内容が、この基準を満たしていること。この場合において、当該ページ上に第3者のサイトへのリンクが掲載されているときは、第3者のサイトの内容についても同様とする。

(2) ページ上に第3者のサイトへのリンク又は広告が掲載されている場合にあつては、当該広告のクリック等をさせることを主目的としていないこと。

(令和4告示3・一部改正)

(表示内容に関する基準)

第5条 具体的な広告媒体に係る表示内容については、掲載の際、総務建設課長等が別表に規定する項目を基本に検討し、判断をする。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第3号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

表示内容	検討項目
人材募集	・募集に見せかけて商品の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
語学教室・学習	・「1ヶ月で確実にマスターできる」等、安易さや授業料・受講料の安

塾・予備校等	価値を強調する表現は使用しない。 ・ 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
資格講座	・ あたかも国家資格であるような誤解をまねく表現は使用しない。また、「この資格は国家資格ではありません」等明確に表示する。 ・ その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。 ・ 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります」等明確に表示する。 ・ 講座の募集に見せかけて、商品の売りつけや集金集めを目的としているものは掲載しない。 ・ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
病院・施術所（あん摩、マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復等）	・ 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、広告できない。 ・ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならず、又は虚偽若しくは誇大な広告を行ってはならない。 ・ 治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 ・ 赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。 ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、広告できない。 ・ 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の規定を踏まえて協議する。
薬局、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、健	・ 広告内容が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等関連法令に違反又は違反するおそれがない。

康食品、保健機能食品等	・効果について、誇大又は誤解を招くような表現はしない。
介護保険サービス、高齢者福祉サービス	・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスとそれ以外のサービス（有料老人ホーム等）を明確に区別し、誤解を招く表現はしない。 ・広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。 ・「組合事業受託事業者」等サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしない。 ・厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年老発第0718003号）に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示する。 ・有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触してはならない。
不動産事業	・名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 ・不動産売買又は賃貸の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 ・「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 ・「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等契約を急がせる表示はしない。
金融業・貸金業	・口座振替等収納及び貯蓄に関する内容に限定し、ローン、貸し金に関するものは掲載しない。
税理士・公認会計士・弁護士等	・掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
通信販売業	・返品等に関する規定を明確に表示する。
映画・興行等	・青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 ・年齢制限等一部規制を受けるものはその内容を表示する。
雑誌・週刊誌等	・適正な品位を保った広告であること。 ・表現は、青少年保護等の点から適正で不快感を与えないものであること。

	・ 犯罪を誘発、助長するような表現をしない。 ・ 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものとする。
調査会社・結婚相談所等	・ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
募金等	・ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 ・ 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です」等明確に表示する。
その他	・ 湖周行政事務組合広告審査会が別に定める項目